

広島県告示第三百二十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成二十九年五月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

平成二十九年五月二十二日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

株式会社弘粹産業

広島市安佐北区深川町四〇一五番四

代表取締役 小笠原 孝弘

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―二五）第三四四八五号

四 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

解体工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

（注一） 「解体工事業に関する営業」とは、注文者から解体工事を請け負う営業をいう。

（注二） 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十

四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施

行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者

である建設工事以外の建設工事をいう。

2 営業の停止を命じた期間

平成二十九年六月七日から平成二十九年六月九日まで

五 処分の原因となった事実

被処分者は、平成二十七年十月二十六日に広島市中区宝町のビル解体工事現場において、鋼製足場資材である筋交い百九十七本を移動式クレーンを用いて八階からつり上げて地上に運搬する作業を行うに当たり、つり荷の下への立入り禁止等の措置を講じることなく、筋交いを落下させ、地上のトラック荷台で積込み準備をしていた作業員一名を死亡させるとともに、別の一名に全治約六か月の傷害を負わせたことにより、広島地方裁判所から労働安全衛生法違反による罰金五十万円の判決を受け、また、現場責任者は、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死の罪により同裁判所から禁固二年執行猶予三年の判決を受け、平成二十九年三月九日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第三号に該当すると認められる。